

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

[はじめに]

本会議の貴重な御時間を頂戴しまして、御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応については、去る3月6日、一般質問の初日に御報告したところですが、その後2週間以上が経過し、国内外の情勢は大きく変化しています。

国におかれましては、新型コロナウイルス対策の改正特別措置法の施行に続き、全世界に対する感染症危険情報を発出するとともに、現在40か国からの入国を制限しています。

また、この感染症が地域経済に与える大きな影響を考慮し、今月10日には、第2弾の緊急対応策が打ち出され、必要な財政措置を講ずる旨の発表もありました。

市としましては、このような国の動向を注視しながら、住民に一番身近な自治体としての取組を進めているところであり、新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの対応と今後の取組について、御報告させていただきます。

[相談対応・検査体制]

まず、感染の疑いに関する相談につきましましては、山口県の「帰国者・接触者相談センター（新型コロナウイルスに関する相談窓口）」で受付を行っており、岩国圏域を管轄する岩国健康福祉センターでの対応件数は、今月23日現在で803件となっています。また、本市においても相談対応を行っており、その件数は、同じく23日現在で88件となっています。

「PCR検査」につきましましては、山口県の検査機関である山口県環境保健センターにおいて、検査機器を今月中旬から2台に増やし、1日最大60件の検査の実施が可能となっており、検査実施件数は、今月22日現在で176件と伺っています。

[マスクの配布等]

また、全国的なマスク不足が依然として続いている状況の中、本市としては、災害対応用に市が備蓄しているマスクの一部を、市内小・中学校の卒業式会場に配備したほか、感染に対して注意を払う必要のある妊婦の方に対して、市内5か所の保健センターで配布しており、これまで207人の方にお渡ししています。

あわせて、今月18日と19日には、介護サービス事業所、障害者（児）施設、

児童養護施設等、市内 313 事業所に対しても、15,650 枚のマスクを配布いたしました。

さらに、市内でイベントを予定していた企業から 900 枚のマスクを寄附していただいたことから、このマスクを介護サービス事業所以外の市内 28 か所の高齢者施設に配布することとしているほか、近日中に、東京在住で、本市にゆかりのある方から 5,000 枚のマスクを寄附していただく予定となっています。

なお、医療機関向けのマスクについては、今月 16 日に国と県から合わせて 21,000 枚が、山口県医師会、山口県歯科医師会、山口県薬剤師会を通じて病院、診療所、調剤薬局等に配布されていることを確認しています。

今後、国においては、介護や保育などの現場のマスク不足解消を図るため、メーカー等から再利用可能な布製マスクが確保でき次第、各施設等に対し、順次配布されることになっています。

このほか、国において、保育園等における感染防止に必要な備品購入費用として、1 施設 50 万円を上限に補助することが示されたことから、保育園、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設に対して、手続に係る通知を行うとともに、市においても必要な予算措置を講ずることとしております。

[臨時休業・放課後児童教室・学校再開]

政府からの要請を受け、今月 3 日から市内小・中学校において臨時休業の措置をとっているところですが、臨時休業中は、午前 8 時から午後 6 時 30 分まで放課後児童教室を開設しています。

開設に当たっては、普段、放課後児童教室を利用していない児童のうち、家庭で日中の保育が困難な 1 年生から 3 年生までの児童も、午後 2 時までの間、緊急対応として新たに受け入れ、学校教職員の協力を得て保育を実施しています。

また、臨時休業に伴い、児童生徒が自宅で過ごす時間が増える中、その健康保持が課題となってきたことを受け、運動不足やストレスを解消するために、今月 16 日以降、午後の一定時間を区切って校庭開放を始めました。

さらに、本日と明日の 2 日間、新たな対応として、児童生徒の自主的な登校の受入れを、各校の実情に応じて実施することとしています。

これは、3 週間に及ぶ臨時休業において、学校から出された学習課題や個人学習を進める中での疑問点などを先生方に質問する機会として行うものです。

対象者は、小学校の全学年と中学校の 1・2 年生、時間は、午前 8 時 30 分から 11 時までを目安とし、同様に、教育支援教室の 3 教室についても、この 2 日間、児童生徒の受入れを行います。

今月 27 日からは春休みに入りますが、中学校においては、同日から部活動の実施を可能とすることにしました。ただし、当面は、換気等、感染症対策に十分配慮した形で 2 時間程度の活動とすることや、健康面等、参加に不安を感じる生徒が休みやすい環境を整えるなどの対応を行います。

4 月 8 日の新学期から、児童生徒が通常の学校生活を再開できるよう、引き続き、学校、家庭、地域、行政が一体となって、児童生徒の健康を第一に考えた取組を行ってまいります。

[休館施設の再開]

市の施設におきましては、2 月下旬から、休館や一部施設の利用中止を行ってまいりましたが、現時点で、本市において感染者が確認されていないことを考慮し、感染予防対策を徹底した上で、順次、再開することとします。

子育て関連施設では、こども館、わかば児童館、しゅうとう児童館、にしき児童館、地域子育て支援センター、老人福祉施設では、岩国市老人福祉センターと由宇老人福祉センターを 4 月 1 日から開館します。

また、スポーツ関連施設では、岩国市総合体育館トレーニングルーム、玖珂あいあいセンタートレーニングルーム、由宇文化スポーツセンター(ゆうたん)トレーニングスペース、玖珂体育センター卓球室について、4 月 1 日から利用を再開します。

なお、市内全ての小・中学校の学校体育施設開放事業についても、同様に 4 月 1 日から再開します。

図書館につきましては、長時間の滞在は御遠慮いただくこととした上で、春休み開始の今月 27 日から全館通常開館します。

各施設ともに、今後も、手洗い、うがい、アルコール消毒、マスクの着用の励行や、定期的に換気を行うなど、感染予防対策を実施するとともに、今後の感染者数の状況や、国や山口県の方針等を注視しながら、適切に対応してまいります。

[市主催・共催イベント等（行事）]

市主催・共催のイベント等（行事）につきましても、原則、中止又は延期としてまいりましたが、本市において感染者が確認されていない状況を踏まえ、4 月以降は、大型イベントを除き、感染防止対策を講じた上で実施することとします。ただし、これらイベント等につきましても、今後の感染症の状況を見極めながら、適切に対応してまいります。

[大規模イベント等の状況]

政府から要請を受けている全国的なイベント等の自粛につきましては、政府の専門家会議や国の対策本部においても、「主催者がリスクを判断して、慎重な対応を求める」とされており、現時点で、4月29日の「錦帯橋まつり」、5月3日の「岩国くすのき花火フェスティバル」、5月5日の「フレンドシップデー」が、それぞれの実施主体において、中止が決定されています。

また、「トワイライトエクスプレス瑞風」や「岩国錦帯橋定期観光バス」も今月末まで運休とされています。

しかしながら、春の行楽シーズンは、多くの観光客をお迎えし、宿泊・飲食施設をはじめ、本市の観光において一番のにぎわいをみせる時期ですので、感染予防対策を図りつつ、観光誘客に努めてまいりたいと考えています。

今後におきましても、国の観光業への対策を注視するとともに、事態終息後に観光振興にかかる事業が円滑に実施できるよう、関係団体と引き続き情報共有を図るなど、適切な支援を行ってまいります。

[市内中小企業の支援]

中小企業の支援につきましては、国の緊急対応策において、実質的な無利子・無担保融資の実施や信用保証制度、融資制度の拡充等による「資金繰りの支援」、雇用調整助成金の特例措置や、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得のための助成金創設等の「経営環境の整備に対する支援」などが公表されています。

本市におきましても、観光業や飲食業をはじめとした業種に影響が出ており、今後さらに長期化した場合、地域内の事業者の中で深刻な影響が生じることが懸念されます。

こうした中、今月18日には、岩国商工会議所から「新型コロナウイルス感染症に関する市内経済活性化策について」の要請を受けたところであり、本市としても、新たな支援策が必要と判断し、雇用調整助成金の企業負担分の独自支援などを検討しています。

また、岩国商工会議所、日本政策金融公庫、山口県信用保証協会などと連携して、経営支援対策の相談会を平日だけでなく休日にも開催するとともに、資金繰りの支援として、中小企業振興資金などの活用について、引き続き周知に努めてまいります。

[公共料金の支払い猶予等]

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職や収入の減少等によって、生活

が困窮する市民の方々への対応につきましては、水道料金や下水道料金等の支払猶予について、対応を検討しています。

また、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などの市税や、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、特別な事情により期日までに納付することができないときには、納付が猶予できることになっています。

この度の感染症に関しては、この猶予要件に該当すると判断し、対象者の状況等に応じて分割して納付することも可能となりますので、各窓口での相談に適切に対応してまいります。

[基地関係]

次に、米軍岩国基地に関する対応について御報告します。

まず、「ダイヤモンド・プリンセス号」からの下船者2人のその後につきましては、「既に14日間の隔離期間を終えており、発熱やその他の症状は確認されていない」との報告を基地から受けています。

また、現在の岩国基地における措置として、今月13日以降、海兵隊員、海軍兵士、民間人、家族を含めた日米地位協定該当者全員に対し、外国から日本に戻ってきた者は全て、病院での検診を受け、14日間、自宅に留まり、他者との接触を避けるという移動制限の対象とするとともに、在日米軍従業員においても、日本国外への渡航歴があれば、同様に、移動制限の対象としています。

そのほか、基地内では、共有スペースや頻繁に人々が接触する箇所の消毒を毎日行うことが義務付けられるとともに、適切な手洗い方法や、厳しい衛生管理が徹底されています。

市といたしましては、引き続き、基地と情報を共有しながら、感染防止対策に、適切に対応してまいります。

[終わりに]

このように、本市におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に全庁的に対応してきているところです。

今後においても、市民の皆様の健康と安全を守ることを第一に、関係機関と連携して、迅速、適切に対応するとともに、国の動向を注視し、あらゆる施策を講じていく所存です。

市民の皆様におかれましては、感染予防対策を引き続き徹底していただき、落ち着いて日常生活を送っていただきますようお願いいたします。

また、議員の皆様には、市が取り組む諸対策に、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。新型コロナウイルス感染症に係る

対応についての御報告とさせていただきます。